

**特定の製造品が図面に示されていない場合、
意匠特許の範囲がクレームの文言により限定され得る**

Curver Luxembourg, SARL v. Home expressions Inc. 事件、上訴番号 2018-2214（連邦巡回区控訴裁判所、2019年9月12日）では、合衆国連邦巡回区控除裁判所（以下、「連邦巡回区控訴裁判所」）は、クレームのみが実際の製造品の例を提示しており、製造品が図面に示されていない場合に、意匠特許の範囲はクレームの文言により当該特定の製造品に限定され得ると判決を下した。

Curver Luxembourg, SARL 社（以下、「Curver 社」）は、最初に「家具（部品）」（“FURNITURE (PART OF)”）という名称にて、重複する「Y」の意匠パターンを示す図面と共に出願された意匠特許を有している。最初に出願されたクレームは「家具部品の意匠」（“design for a furniture part”）と記載され、各図面は「家具部品の意匠」（“design for a FURNITURE PART”）を示すものとして説明されていた。米国特許商標庁は、当該クレームを許可したが、名称は意匠の「特定の物品」を指定しなければならないと制定している米国特許商標庁の審査基準（MPEP）§ 1503 (I) を引用してその名称を拒絶した。審査官は「椅子のパターン」（“Pattern for a Chair”）という名称を提案し、Curver 社はそれに合意した。Curver 社は、その名称に一致するようにクレーム及び図面の説明における「家具部品」も「椅子のパターン」に補正した。しかしながら、Curver 社は、椅子を示すように図面の補正を行わなかった。それらの補正は審査官に認められ、当該出願は許可され、米国意匠特許第 D677,946 号（「‘946 特許」）となった。

Home expressions 社は、「946 特許の図面に示されているパターンに類似した重複する「Y」パターンが組み込まれているプラスチックバスケットを製造及び販売している。地方裁判において、Curver 社は、Home expressions 社のバスケットが‘946 特許を侵害していると主張した。Home expressions 社は、当該意匠特許は、椅子の範囲に限定されているため、その効力がバスケットには及ばないと主張して訴状却下を求める申立を行った。地方裁判所はそれに同意し、訴状を却下した。

上訴では、連邦巡回区控訴裁判所は、当該クレームは椅子に限定されるという地方裁判所の解釈は適切であると判決を下し、訴状却下という原判決を維持した。裁判所は、定義された製造品に装飾を取

り付けることなく、表面の装飾意匠を特許許可するような先例、政令及びエージェンシープラクティスがないと説明した。裁判所は、法廷は通常、図面を用いて意匠特許の範囲を定義していると認めた一方、クレームに記載されている唯一の製造品を無視することができなかった。ここで、この特定の事例における主張されている意匠の範囲は、クレームの文言である「椅子のパターンの装飾意匠」に限定される。

裁判所は、これは先例のない事件であったと認めた。裁判所は、判例は意匠特許が出願の図面に示されているものに限定されることを示しているが、今、我々が面しているのはこれまでになかった「全ての図面に装飾意匠の製造品が示されていない」という異例の状況であると指示した。Curver 社の例において、裁判所は、製造品が実際に図面に示されていない場合に、意匠特許の範囲は製造品を特定するクレームの文言により限定され得ると判断している。